2012.12.05 : 平成24年第４回定例市会（第３日）　本文

◯13番（上原みなみ君）　私はみんなの党神戸市会議員団を代表して，市長並びに関係当局に議案外質問をさせていただきます。

まず，特別職の退職手当についてお伺いします。

兵庫県では，特別職の給与や報酬，退職手当の額について審議会が発足し，検討が始まりました。神戸市の状況を見てみますと，特例措置による削減前の退職手当は市長で4,196万円，副市長が2,664万円，政令指定都市の中で神戸市長は２位，副市長は最も高額となっています。今期のみ，市長は30%削減，副市長は15%削減とされていますが，そのような時限的措置ではなく，政令指定都市１位，２位の退職手当が妥当であるのか，神戸市としても審議会を発足させ，規定額自体を見直すべきではないでしょうか。

また，市長や副市長に退職金が支給されていることをみずからの税金が使われているにもかかわらず，ほとんどの神戸市民は知らずにいます。その原因は全くと言っていいほど広報がされていないからです。

神戸市の発行する広報ＫＯＢＥにも特別職の給与や報酬は掲載されていますが，市長や副市長の退職金額が掲載されたことは一度もありません。神戸市のホームページでも，条例文やＰＤＦファイルを開かなければ見ることができません。市民が納めた税金から支給される特別職の退職手当を市民が知り得にくい状態にしているのは，神戸市として不誠実だと考えますが，いかがでしょうか。

さらに，神戸市では歴代副市長が市役所出身です。現副市長のうち２人は，副市長就任のため，神戸市役所を退職された際，4,000 万円前後の退職金を受け取られていると推測されます。また，元総務省職員だった新副市長は，さらに多額の退職金が支給され，副市長に就任されているでしょう。堺市の竹山市長は，公務員や民間企業において１度退職金を受け取られた人が改めて特別職として退職手当を支給されることが時代に合わない，また市民理解が得られないとの政治信条から，特別職の退職金廃止を公約に掲げ，就任後，条例改正により平成22年に任期中の市長，副市長の退職手当を不支給としております。私は，竹山市長の政策は多くの市民感覚を反映していると思います。

その他，仙台市，名古屋市，静岡市も市長の退職金はゼロ，大阪市の橋下市長も退職金を85%カットし，629万円としています。市役所や中央省庁を退職されたときに，市民，国民の税金から一般的な民間企業を大きく上回る退職手当を受け取り，就任した，特に公選職でもない副市長がたった４年間で2,000万円を超える退職手当を再び受け取ることは，今の時代の市民感覚に合っている，理解が得られるとお考えでしょうか。

次に，入湯税の充当状況についてお伺いします。

入湯税とは，鉱泉浴場の入浴客に対して課せられる市町村税で，鉱泉源の保護管理施設，環境衛生施設の保護，消防施設等の整備，観光の振興や施設整備などに要する費用に充て

る目的税で，神戸市では昭和 53 年より，現在の全国平均値である１人１日 150 円と設定されています。

平成 23 年度の入湯税決算額はおよそ２億 2,951 万円，そのうち，有馬温泉が徴収した入湯税はおよそ１億 9,205 万円と，８割以上を占めます。このように，入湯税のほとんどが有馬温泉で徴収されているにもかかわらず，温泉観光への還元が少ないと思われることから質問をさせていただきます。

神戸市では，平成 23 年度に納付された入湯税額の 51%である，およそ１億 1,700 万円が消防施設等の整備に使われております。これは消防車両や庁舎の整備で，入湯税の使途としては目的に反してはおりません。しかし，他都市と比べますと，鳥羽市で 11%，草津市で７%，釧路市や下呂市，由布市では０%となっていることから，神戸市の消防施設等の整備に充てられた入湯税比率は余りにも大きいと言えます。

まず，神戸市における入湯税の充当状況の中で，消防施設等の整備比率が高過ぎる点についてご見解や今後の方針をお聞かせください。

次に，入湯税に占める観光振興費の割合についてお伺いします。

平成 22 年度決算での神戸市における入湯税の使途内訳では，観光振興費の割合が 1.7%でした。この点については，観光振興比率が低いと地元からの指摘が続いていたと思われます。

しかし，平成 23 年度は入湯税に占める観光振興比率が 30%にはね上がりました。数字だけを見ますと，神戸市として観光振興に力を入れ始めたのかと思われますが，これは平成 22 年度までは一般財源で行われていた市内観光情報案内事業，およそ 6,370 万円を入湯税財源に移行しただけのことであり，新たな事業は一切ありません。

また，これらの事業は大半が市内全域の観光案内であり，地元に直結するものは有馬の観光案内所の運営費 210 万円だけです。他都市でも入湯税を徴収している温泉施設だけではなく，市内全域の観光振興にも入湯税が使われている例もありますが，それでも神戸市のような 6,000 万円以上もの入湯税充当はありません。市内情報案内事業の一般財源から入湯税への移行がなければ，入湯税に占める観光振興比率は平成 23 年度で 2.2%でした。

つまり，平成 23 年度からの市内観光情報案内事業への入湯税充当は，入湯税による観光振興比率を引き上げるためだけの数字上の操作と言われても仕方がないと考えます。

入湯税による収入を財源として行う事業の範囲は，財源を生ずる鉱泉浴場の区域に限られるものではなく，該当市町村の全区域の観光事業に充当することができるものであることを承知した上で，平成 23 年度からの市内観光情報案内事業の財源移行について，神戸市政としてのお考えをお尋ねします。

３点目に，下呂市が行った入湯税の活用を例に挙げ，神戸市として見習うべきところがないのか，ご見解をお伺いします。

下呂市では，長引く景気低迷の中，下呂温泉を中心に観光がもたらす経済波及効果は多大であり，旅館が元気でなければ下呂市の将来はない，入湯税を観光事業に特化すること

で１人でも多くのお客様がお越しになる体制づくり，魅力ある観光地づくりをしたいとの市長の考えから，議会の承認を得て，平成 22 年度予算から入湯税を地元温泉観光協会や旅館協同組合へ還元しています。

神戸市においても入湯税を負担する入湯者により楽しんでいただくため，地元が主体となり，観光振興事業を展開することが理想と考えます。

この財源確保のため，入湯税を地元還元すべきと考えますが，ご見解をお願いします。

最後に，環境局事業所職員の出勤状況についてお伺いします。

ことしのゴールデンウイーク明けの５月８日に環境局北事業所では,職員 109 人中 52 人という，ほぼ半数の職員が休み，夕方まで可燃ごみが残ったという事態がありました。当日は火曜日で，広範囲のごみを収集しなければならないため，もともと１週間で最もごみ量の多い曜日です。さらに，連休明けとあって，ごみの量が多いことは職員も推測できたはずです。それなのに，休暇・欠勤の４割という大量の当日欠勤まで出し，業務に支障を来したことについて，６月 19 日の福祉環境常任委員会で質問したところ，北事業所長から，職員に対しては，注意喚起として，公務員としての自覚を持ち，休暇を計画的にとるよう指導したとお聞きしております。

この日の北事業所の欠務率が 47.7%だったのに対し，時間外勤務手当がつく祝日，５月３日と４日は，欠務率が 11%から 12%とはるかに低く，これは年末年始でも同じことが言えます。

このような出勤状況について，環境局大森局長からは服務規律以前の問題であるとの答弁がありましたが，そのような職員が反省し，職場意識が改善されているとは感じられないことから質問をさせていただきます。

ここに環境局の事業所職員から私あてに届いたはがきがあります。仲間の考えが余りにも汚いので書きました。この年末年始ですが，超勤が出る 29 日，30 日，31 日は全部出て金もうけし，年始の４日，７日，８日と休む相談をあちこちのコンビでしています。曜日回りで，４日，７日，８日は，ふだんの倍のごみが出ます。このまま休まれたら，単純におれらの作業が３倍，４倍になります。おまけに，班長や事業所の連中をこき使ったらええねんと，周りに吹いているやつもいます。わかっているのに，上はよう指導しません。これだけ市民から批判されているのに，管理能力ゼロです。まじめにやっていてばからしくなりました。こんな連中に手当を打たんといてください。

この内容が事実なら，来年早々，ことしのゴールデンウイーク明けと同じようなことが起ころうとしていたと思われ，ごみの収集がおくれたり，まじめな職員に労働のしわ寄せが来たりという，職員の意識の低さによって，市民サービスにかかわる事態が起こり得たと考えられます。まずは，この投書の内容，環境局職員の仕事に対する意識の問題，管理職の管理監督責任について，市長としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

以上，簡明なご答弁をお願いいたします。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　環境局，特に北事業所の職員の出務の問題につきましてご答弁申し上げたいと存じます。

ごみの収集は，市民の快適な生活環境を支える欠くことのできない業務でございます。業務に支障が出ないように出務体制を確保するのは当然のことだと思います。ことしの５月に北事業所で約半数の職員が休んで，収集時間がおくれたというご指摘につきましては，心からおわびを申し上げないといけないと思ってございます。

これを受けまして，環境局では，休暇や欠勤について事前申請を徹底するとともに，休暇等の当日申請が多い職員に対しましては個別に指導を行っているところでございまして，環境局の事業所の職員は年間を通じましてごみ収集の現場という厳しいところで作業を行っているところから，事務職等に比べまして病気やけがなどの欠務者がどうしても多くなりがちであるという面は否めないわけでございますけれども，時期によって，出務率が低い場合があるなど，仕事に対する意識が低いのではないかと，こう見られても仕方がない面もあるかと思います。職員１人１人の意識を変えていく必要があると，このように考えているところは，もう環境局長の答弁のとおりでございます。

また，その職員を指導する立場でございますところの管理監督者は，収集作業を円滑に行うためにも，日ごろより職員の職務執行状況はもちろん，平素の生活対応や健康面について十分把握をして，管理・指導を行うなど，必要な体制を確保していく責任があるものと考えてございます。

来年の正月もことしのゴールデンウイークと同じようなことが危惧されるんではないかというご指摘でございます。来年の年始のごみ収集は１月４日の金曜日がスタートでございまして，翌週の１月７日・月曜日，１月８日・火曜日ということで続いていくわけでございますが，ごみの滞留期間が長いことなどから，ごみ量は通常よりも多くなると想定されますために，事業所，自動車管理事務所の管理監督者に対しましては，業務に支障が出ることがないように，休暇の事前申請を徹底するなど，きっちりと管理・調整するように，改めて指示をしているところでございます。

今後も引き続き，安定した出務体制を確保するために，職員の意識改革，適正な執行管理に努めてまいりたいと，このように考えているところでございます。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　私の方から数点お答えさせていただきます。

まず，退職手当の恒久的な見直しでございますけども，ご指摘の市長，副市長の退職手当につきましては，今後も厳しい財政状況が続くと見込まれるということで，何らかの措置が必要であるということで考えまして，他都市の状況も見ながら検討した結果，本則額の見直しではなく特例措置によることといたしまして，本年の第１回定例市会にお諮りをいたしまして，市長，副市長の現任期の退職手当をそれぞれ 30%，15%減額することについて，全会一致で議決いただいたところでございます。

この結果，手当の水準につきましては，他の政令市と比較いたしましても妥当なものとなっていると考えておりまして，また特例措置について議決をいただいたばかりでもあることから，退職手当の本則額を直ちに見直すことについては考えておりません。

２点目ですが，市民への情報提供が少し少ないんじゃないかなということでございますけども，職員の給与などの状況につきましては，これまでも広報紙ＫＯＢＥや本市ホームページにおきまして積極的に公開してきているところであり，市長，副市長の退職手当についても，従来からホームページ上に支給額等を掲載して，情報提供を行ってきているところでございます。

今後も，市長，副市長の退職手当をはじめ，職員の給与につきましては，さまざまな方法により，市民に対してよりわかりやすく情報発信ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして，１度退職手当の支給を受けている者が，改めて特別職の退職手当の支給を受けるのは,時代にそぐわないのではないかという質問でございますけども,退職手当は,市長，副市長として在職した期間に応じまして，その職務・職責に対して支給されるものでありまして，その者が前職において退職手当を受けているかどうかによって支給するか否かを決定することは適切ではないというふうに考えております。

入湯税の問題ですが，消防施設への充当でございますけども，入湯税につきましては,地方税法第 701 条で，鉱泉浴場所在の市町村は環境衛生施設，鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため,鉱泉浴場における入湯に対し，入湯客に課するものということになっておりまして，その課税状況及び使途状況につきましては，毎年度総務省に報告をしております。

本市では，地方税法に基づき，市税条例において課税客体等を規定しており，税率は入湯客１人１日について 150 円としております。本市の平成 23 年度決算額につきましては,約２億 3,000 万円でございまして，その使途につきましては，有馬温泉の泉源設備の整備等で 500 万円，消防施設等の整備で１億 1,700 万円，有馬地区の公園整備など観光施設の整備で 900 万円，有馬温泉の観光振興事業や市内の観光情報案内など観光振興で 6,900 万円，有馬温泉の泉源改修等のための基金への積み立てで 3,000 万円となっております。

本市の消防施設等への充当割合が高いとのご指摘でございますが，入湯税を課税している団体は，政令指定都市から町村まで，約 1,000 団体近くありまして，団体ごとに税収や税収に占める入湯税の割合が異なる上に，財政規模や財政需要，観光，温泉などを含めた

産業構造もさまざまでございます。また，総務省が示す入湯税の使途の例示は多岐にわたることに加えまして，施設整備につきましては，年度ごとに事業費が大きく増減するというのが通例でございます。

そのため，それぞれの団体が使途報告している事業及びその事業ごとの充当割合につきましても，団体間でかなりばらつきがございます。したがいまして，団体ごとに充当割合の違いがあることは自然な結果であり，特に問題があるとは考えておりません。

いずれにいたしましても，入湯税につきましては，本市といたしましても，観光施設整備や観光振興などにおいて，より魅力ある行政サービスを実現する上で，貴重な財源であると考えており，今後とも法律や条例にのっとり，適切に徴収・執行してまいりたいというふうに考えております。

続きまして，観光振興への充当でございますけども，先ほども申し上げましたように，平成 23 年度における本市の入湯税の決算額は２億 3,000 万円ということになっておりまして，本市の一般財源総額 3,949 億円の 0.06%となっております。

一方で，地方税法第 701 条に定められております環境衛生施設や消防施設の整備，観光の振興などに充当している一般財源は，主なものだけでも 10 億円を大きく超えております。入湯税だけでは賄い切れないことから，入湯税以外の市税等の一般財源を加えて配分しているところでございます。

また，施設整備費につきましては，年度ごとに事業費の増減が大きいということは，先ほども申し上げましたとおりでございまして，平成 23 年度の充当先につきましては，これまで観光施設として充当してまいりました有馬住吉線や有馬山口線の整備が終息に向かっていることから，これまでは入湯税以外の一般財源で実施してきた市内観光情報案内板事業につきまして，新たに観光振興に係る事業として充当をしたところでございます。

議員ご指摘のとおり，入湯税による収入を財源として事業を実施する場合，その事業実施の範囲は市町村のうち，入湯税の財源を生じる鉱泉浴場の区域に限られるものではなく，当該市町村の全区域におけるこれらの事業費の財源に充当することができるという総務省の見解が示されておりますので，このたびの充当報告につきましては，法律・条例上，適切なものであるというふうに考えております。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯副市長（久元喜造君）　入湯税の地元への還元につきまして，お答えを申し上げます。

まちづくりや観光振興は，行政と地域との協働で進めていくことが大切でありまして，地元団体や関係者と十分に意見を交換し，互いに役割分担をしながら取り組んでいくことが求められるのではないかと考えているところでございます。

有馬温泉では，平成23年10月に有馬温泉まちづくり基本計画策定委員会を設立し，３つの部会――マーケティング部会・ソフト部会・インフラ部会に分かれて，15年後の有馬の将来像について計画の検討が行われていると承知をしております。

３つの部会のうち，まちの体制・仕組みづくりを検討するソフト部会では，自立したまちづくりや地元が主体となった観光振興事業を行っていくために，まちづくり会社による事業展開，あるいは特定の目的のために地元が観光客に協力を求める入湯料制度の設立など，自主財源の確保についても議論が行われていると承知をしております。

その中でも，入湯税のあり方について検討も行われておりまして，有馬温泉からは，入湯税の還元に関する要望書が提出されております。

入湯税につきましては，先ほども小柴副市長からお答えがありましたとおり，観光振興策にも充当してきておりまして，有馬温泉における観光振興策として，地元の意向に沿い，これまでも金の湯，銀の湯，太閤の湯殿館，有馬の工房といった施設の整備に充てられてきているところでございます。

このように，有馬温泉におきましては，有馬温泉まちづくり基本計画が今年度中に策定される予定と聞いておりますので，まずはその動向を見守ってまいりたいと存じます。

（「議長」の声あり）

◯13番（上原みなみ君）　まず，特別職の退職手当を兵庫県に倣って審議会を発足させ，見直すべきではないかということについて再質問させていただきます。

兵庫県も行革によって，知事や副知事の退職手当を20%削減しております。その上で，恒久的措置として，今回見直しのための審議会が発足しています。神戸市が退職手当の削減を実施中だからという理由で，審議会を発足させないというのは，理由にはならないんではないでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども申し上げましたとおりでございます。減額措置によることを決定したばかりのことでございますので，本則額を見直す考えはなく，直ちに審議会を開催しなければならないというふうには考えておりません。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　では，直ちにということは考えていないけども，今後は検討する可能性があるというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。
　（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　今，申し上げましたように，現段階ではということですので，いろいろ事情変更等がもしあればということだと思いますけども，それについては，今のところは特に考えておりません。
　（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　次に，特別職の退職手当を広報すべきという点についてお伺いします。
　先ほど，ホームページに退職手当が載ってあるというふうにおっしゃっていましたけれども，私も探したところ，１人で見つけることができませんでした。つまり，ほとんどの市民の方は，ホームページから特別職の退職手当を見つけることは不可能だと思うぐらい，複雑になっております。
　結局，見つかったのは，ホームページ上のＰＤＦファイル――税のところのＰＤＦファイルに載っていたということと，あと条例文に載っていたということですが，これで市民に対して広報できているとお思いでしょうか。
　（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　さまざまホームページ，あるいは広報紙ＫＯＢＥとか，いろいろあるわけですけども，広報紙ＫＯＢＥにつきましては紙面に限りもあるということで，さまざまな市民ニーズがある中で，どういった情報をどのような形で発信していくのかということについては，判断が必要であると考えておりますので，これについては，引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。
　（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　広報ＫＯＢＥには，特別職の給与までは載っています。しかし，

退職手当が載っていないというのは，非常に不誠実だと私思いました。特別職の退職手当が必要か不必要か，また金額が妥当かどうかというのは，税金を納めている市民の皆さんが判断することです。副市長とは，一体どのような業務を行う人物なのか，また副市長は実際に的確に業務を遂行し，市民のために役立ったのかという実績が市民の皆さんに伝わっていると思われますか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども申し上げましたように，広報紙ＫＯＢＥにつきましてはもちろん，市長，副市長の退職手当もありますけども，その他さまざまな市民のニーズがありますので，ところが，広報紙ＫＯＢＥについては，紙面にやはり限りもあるということなので，そこら辺の市民ニーズをどのような形で，本当に市民が何を求めておられるのかということにつきましては，十分検証した上で，判断が必要であるということでございますので，それについては，今後検討してまいりたいということを先ほど申し上げましたとおりです。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　広報紙に載っていないことはわかりましたけれども，ただ，例えば地域の行事に参加した副市長がすばらしいスピーチをされ，その副市長の能力や得意分野が神戸市にとってなくてはならないものだと市民が判断したら，市民は今以上の対価を払っても，その副市長の存在意義を覚えることだと思います。

逆に，副市長は，職員が書いた答弁書を読んでいるだけで，あんなことならだれでもできると市民が思えば，退職金の二重取り，金額などについても優遇され過ぎだと非難されてしまうことでしょう。そういった市民感覚を当事者としてどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども申し上げましたように，さまざまなニーズがありますので，あいさつに行って，それがどうこうとか，いろいろありますけども，それは本当に市民の方がそういうことを求められておられるのかどうか，そこについてはよく検証もする必要があると思いますので，それからいろいろ検討してまいるということでございます。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　市民の皆さんは，判断する以前に，情報が与えられていないんです。そういうことを私は指摘しております。

私は，他都市の政令指定都市と横並びで退職手当を決めるべきだとも思っておりません。政令指定都市トップクラスの報酬や退職手当を受け取られるなら，政令市ナンバーワンの実績を誇る特別職であればいいわけです。市長，副市長は，政令指定都市ナンバーワンの特別職であると，ご自身で思われますか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　それは，我々が自分で評価するものではございません。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　そうですね，評価することではないと思います。しかし，市民の皆さんに情報をきちんと与えられているかどうかということが問題だと思います。退職手当についてもそうですし，皆さんのこれまでやってこられた実績，市民にどれだけ理解されていると思われていますか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども申し上げましたように，情報というのは，どこまで出すのかと，非常にもう出しだしたら，幾らでも出すものはいっぱいありますので，それをやはり紙面の都合で，そこら辺で出して，市民のニーズ等を把握しながら変えていくということが現実的な方策じゃないかなというふうに思っております。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　しかし，市民の皆さんに退職手当があることすら，神戸市とし

て一度も広報していなかったということは，大きな過失だと思います。今後は，特別職の退職手当を業務内容や市民への貢献実績を開示することにより，その人物を雇用するには最低幾らの報酬を支払う必要があるのかという民間企業では，当然の評価で見直されるべきであると思います。

また，広報するに当たっては，給与や退職手当の金額とともに，特別職の職務や責任の内容，また市民への貢献実績もあわせて定期的に，少なくとも年に２回は公表すべきと考えますが，いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯市長（矢田立郎君）　さっき来のお話を聞いておりまして，一言申し上げます。

こういった内容のことについては，いずれも議会で審議をしていただいて，条例で定め，そしてまた特例措置についても議決をいただいておるということでございますので，そういう中での判断というふうにお考えいただきたいと思います。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　条例については，議会で承認を得ているものですけれども，しかし，広報紙に載せる，載せないに関しては，議会で承認したものではありません。ぜひ広報紙に載せるべきだと思います。

続いて，入湯税における消防整備費の比率が高過ぎる点についてお伺いします。

建物火災によって消防車が出動した件数は，過去５年間，有馬温泉の旅館では０件です。もちろん，いつ起こるかわからない火災に備えるためにというのは理解できますが，それにしても，毎年 40 件ぐらい発生している北神地区の建物火災のすべてが有馬温泉の旅館以外という実態から，多額の入湯税充当がふさわしいと言えるのでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　入湯税につきましては，一般財源でございますので，これをどれに充てるかということにつきましては，それぞれ予算の段階でいろいろ判断するということでございます。

消防施設につきましては，当然，有馬だけでなくて，全市的に起こることですので，それは有馬に起きた分だけを，有馬にお金を落とすというようなことに聞こえますけども，

それは一般財源の性格上，それは少し違うんじゃないかなというふうに思っております。
（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　私は，入湯税を有馬だけに落とせと言っているのではありません。有馬で発生した入湯税，それは入湯税は納税者であるというのが入湯客です。入湯客が喜んでもらえるように使うのが一番いいと思うことで質問をさせていただきます。
入湯税の充当状況について，納税者である有馬温泉などの入湯客にどのように広報されているのでしょうか。
（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども，お話しさせていただいておりますけども，これにつきましては，予算の段階でいろいろと広報させていただいておりますけども，これにつきましては，予算も非常にたくさんの項目がありますので，膨大な量になりますので，これにつきましては，そこの分だけをどうこうということについては，今のところ考えておりませんけども，はい。
（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　入湯税の充当状況なんですけれども，やはり納税者である入湯客に広報すべきだと思います，その点について，広報すべきであるか，すべきでないかという点についてのご見解をお伺いします。
（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　広報については，当然していくべきであるというふうに思っております。
（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　先ほども久元副市長が指摘されていましたけれども，欲しい情報にたどり着きにくい神戸市のホームページです。ただ単に，ホームページに税のところで入湯税と載せているだけでは，全く入湯者に伝わることはありません。ぜひ，これは広報していただきたいと思います。

次に，現段階の――現在の神戸市の入湯税の充当状況を，入湯客は納得されると思われますか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　納得しておられるかどうかについては，我々，今まで話を聞いたこともございませんので，それについてはコメントはできません。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　入湯客に対して広報されていないんですから，納得しているかどうかわからない，もう当たり前だと思います。しかし，これは入湯客というのは，入湯税を納めている人たちですから，納めている人たちに広報しない，またその人たちが納得するような施策をしないというのは，入湯税の使い道としては，目的では――本来の目指すところではないと考えます。

次に，入湯税における観光振興費の割合についてお伺いします。

平成 23 年度に一般財源から入湯税財源に移行された市内観光情報案内で最も規模が大きい事業は神戸市総合インフォメーションセンターの運営委託です。こちらでは，宿泊取り次ぎをされていますが，その内訳は平成 23 年度で 542 件の取り次ぎ中，有馬温泉はたったの４件です。この点から，わざわざ入湯税を財源にする必要があったのでしょうか。一般財源のままでよかったのではありませんか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（小柴善博君）　先ほども申し上げましたが，トータル的には，環境衛生施設あるいは消防施設，観光事業等で，入湯税に充てることのできるやつが 10 億円超えていると申し上げましたですけども，内訳を言いますと，例えば環境衛生施設につきましては，23 年度で一般財源を２億 3,000 万円充当しております。そのうち，入湯税には充てておりません。それから，消防施設につきましては，先ほども話ございましたが１億 8,000 万円，

一般財源を充てておるわけですけども，そのうち，入湯税が１億2,000万円ということでございます。観光事業につきましては，全体で，23年度では８億9,000万の一般財源を投入しております。そのうち，入湯税が7,800万ということでございますので，全体の一般財源もかなり観光施設も含めまして，充当しているということがご理解いただけるんじゃないかなというふうに思っております。

（「議長」の声あり）

◯13番（上原みなみ君）　有馬の玄関口に，以前公衆トイレを設置してほしいという要望があったとき，費用負担はどこでするのかなどと，財源不足により前向きな検討がされなかったことがありました。それなのに，今回の市内観光情報案内事業が一般財源から入湯税充当へ変更されたことについては，全く理解ができません。

続いて，環境局事業所の出勤意識についてお伺いします。

まず，ことしの５月８日，環境局北事業所で半数の職員が休んだことについて，ゴールデンウイーク明けでごみが多いことを予測できる状況の中，なぜ年次有給休暇の時季変更権を行使しなかったのでしょうか。また，時季変更権を行使しなかったことについて，各所属長の責任をどうお考えでしょうか。

そして，こうした事態を招いた環境局長や人事担当者，副市長，市長の責任をどのようにお考えでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　そういう事態に至ったということにつきましては，我々も事後の報告で聞いたということでございます。もちろん，休暇等につきましての時季変更権の行使というのはあるわけですけれども，実際問題として，現場の方でそういうことになっていなかった。ただ，結果的には少しごみの収集というのは時間的におくれましたけれども，一生懸命出ている者が頑張ってくれたおかげでもって，その日のうちに収集を終えることになって，事なきを得たということでございます。

今後とも，申し上げましたように，そういうことがないように，きっちりと休暇を計画的にとる，そのことによって業務の支障がないようにしていく，これが職員であり，またそれを管理監督する立場であるということをよく申し伝えておりますし，管理監督者もそのつもりで仕事をしてくれていると，このように感じてございます。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　ことしの５月８日，ごみはその日じゅうにとり終えたとおっしゃいますけれども，収集車の最終打刻時刻は 17 時 10 分だったんです。つまり，いつもでしたら，午後３時台に最終のパッカー車がとり終えている状態なんですけれども，それが５時 10 分ということは，時間外勤務になっているということです。しかも，夕方までごみがあったという通報があって，新聞記者が駆けつけたということもお聞きしております。その点について，いかがでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　今，申し上げましたように，そういう事態が招来したということについては，大変申しわけないと，先ほどのご答弁で申し上げたとおりでございます。今後，そういうことがないように，職員の休暇の適正なとり方，それについての管理監督者の立場での管理の徹底，これをしていくということでございます。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　今回，このように新聞記事になったことで，皆さん危機感を持たれたというか，そういうことのように聞こえますけれども，実際，私調べましたら，これまでもこういうごみの多い日，連休明けの日には欠務率が 30%以上ということが多々ありました。その点について，どうして，こうしてごみが多いのに――多いことがわかっているのに，休暇の時季変更権を行使しなかったのですかとお聞きしているんです。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　今日まで，長年にわたって環境局の仕事というのが行われてきているわけでございまして，そういう実態というのがいつから起こっているかということにつきましては，つまびらかでないわけでございますけれども，ご指摘がありますような現象というのが，現にあるということでございまして，しかもこの５月には，ごみの収集というのは，一部時間が非常に長くなったという実態もあるということでございます。

今後は，申し上げましたように，休暇の行使に当たっては，きっちりと事前に申告する

ことの徹底，もちろんその日に緊急事態が発生して休むということは当然あるわけですけれども，それが極端にならないようにやっていくということではないかと，このように思うわけでございます。そのために，職員も襟を正さないといけないと思いますし，管理監督者もきっちりと，そこらをコントロールしていくのがまさに管理監督者の仕事であるということを改めて認識をして，今後やっていくということではないかと，このように考えて，このように職員に対しても申し伝えておるところです。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　今後今後とおっしゃいますけど，これまでどうして調べようとなさらなかったんですか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　調べようとしてなかったということではなくて，むしろそういう実態を必ずしも十分知悉していなかったということの方が正しいと，このように感じてございます。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　私は，市会議員になって１年余りですけれども，それでも，私でも調べました。そしたら，非常に休暇明けのごみの多い日には，欠務率が多いということが私でもわかりました。北事業所の出勤簿を調べたところ，ことしのゴールデンウイーク明けに休んだ職員 52 人中 20 人が去年の同じ状況に当たる５月 10 日にも休みをとっていて，ごみの多いこの日の欠務率は 30%でした。また，ことしの１月６日にも欠務率が 30%，ゴールデンウイーク明けに休んだ 52 人中 14 人が同じ職員でした。過去３年間のゴールデンウイーク明けと年始，つまり通常よりごみの量が多い６日分の出勤状況を調べたところ，北事業所で６日中４日休んでいる職員が 10 人，３日以上，つまり休み明けのごみの多い日に 50%の確率で休む職員は 17 人いました。このように，同じ職員がごみの多い連休明けや年始に休むということは，これまで長年続いてきたと思われますが，このような勤務実態を神戸市は全く把握されていなかったんでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　少なくとも，私どもについては，存じてなかったというのは――申しわけないことですけれども，申し上げざるを得ないということでございまして，そういう職員につきましては，きっちりと，もちろん事前の休暇申請というのは当然のことでございますけれども，外からそういう議員のようなことが――指摘がされないような休暇のとり方というのに，当然のことながら留意をしながら仕事をしていくということについて，職員にも個別に指導していく必要があると，このように感じておりますし，そのようにするように管理監督者にも言っているわけでございます。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　指摘されたから悪いとかいうのではなく，やはり意識の問題だと思います。

この，今まで把握されていなかったという，この責任はどこにあるとお考えですか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　ひとえに管理監督にある立場の，具体的に言うなら，現場の管理監督者，さらにその報告を受ける環境局の管理監督にある立場，ひいては，もちろん私どもにもあるということになるんではないかと，このように思います。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　その責任は全くとられずに，そして注意勧告だけで済ませるということなんでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　ほかの仕事もいっぱいありまして，こういう事象というのは，

ほかの場面でもいっぱい出てまいります。それについて，どのような責任のとりようがあるのか，私もよくわかりません。しかし，そういうことがないように，今後とも努めていくということだけは申し上げないといけないと，このように思ってます。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　時間外勤務手当がつく祝日や年末には欠務率が 10%台，一方，連休明けや年始の平日出勤では欠務率が 30%以上に上がる，この職務執行意識の低い職員がいるということをこれまで神戸市として把握しようとしていなかったことについての責任，今後同じようなことが起きた場合，だれにどのような責任をとらせるのでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　今後のことについては，今申し上げるべきことではないと思います。

以上です。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　今後，同じようなことが起こったときに，だれに責任をとらせるんですかという質問には答えられないということですか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　同じような事象が起こった場合，どういう感じで起こったということを検証した上で，責任というのをきっちりと，だれにどういう責任があるかということを判断すべきものであると，こういうことを申し上げているということです。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　今回と同じようなことが起こった場合というふうに限定してお

りますので，お答えください。
（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　今回と全く同じ事象が起こるかどうかということについても，予断を持って望むべきことではないと，このように考えておりますので，お答えはできません。
以上です。
（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　起こった場合というふうに申し上げているんですけど，お答えいただかないということですね。
今回，議員あてに通報のはがきが届いたことで，休暇のとり方については，注意喚起が行われたと聞いております。今後は，当然，ごみの多い休み明けなどの休暇取得には，市長，副市長が人事担当者を通じて，所属長に対し，休暇の時季変更権を行使するよう，業務命令を出しますか。
（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　そういうことも含めて，業務に支障がないようにするように指示をしているわけでございます。
（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　そのようなご答弁でしたら，やはりせっかく通報された方の思いというのが全く生かされないと思います。
私は，ことしの９月 26 日に行われた決算特別委員会で，環境局の祝日出勤について，大阪市では 100%振りかえ処理をしているのだから神戸市でも平日に振りかえ休日をとるべきだとの指摘をしたところ，行財政局より環境局の事業所はこれまでのような振りかえ困難職場ではないという答弁がありました。現在，祝日出勤の振りかえ休暇取得ができないか，環境局と協議しているところとお聞きしております。しかし，協議する以前に，時間

外勤務のつく祝日や年末には出勤して，ゴールデンウイーク明けや年始の平日に３割もの職員が休みをとっている状況は，振りかえができる証拠ではないでしょうか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　多分，委員会のご審議でもあったかと思いますけれども，年末年始の勤務につきましては，その期間に勤務を命じられることの特殊性ですとか，あるいは休日勤務の支給割合が異なるというようなことから，全市的に振りかえの対象にしていないわけでございます。

一方，環境局の事業所におきましては，祝日勤務につきまして，今は業務終了後速やかに退庁するということで，時間外勤務につきましても，縮減の努力を進めてございます。ご指摘のこの振りかえ制度の導入につきましては，勤務体制の問題も含めまして，総合的に検討していく必要があるかなと，このように考えているところでございます。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　年末以外の――でしたら祝日やゴールデンウイークに関しては，平日への振りかえ処理をするということで検討されているというご答弁と受けとめてよろしいですか。

（「議長」の声あり）

◯副市長（中村三郎君）　年間を通じまして，祝日，いつが祝日になるかということはわかっているわけでございますから，計画的に勤務を考えていくということは可能ではないかというふうに，私自身も職員に研究するように言っております。ただ，現場レベルは，事業所の中に一連の班がありまして，それぞれ集める地域とか，ごみのステーションがどこにあるかということを，それぞれ知悉した班ごとにごみを収集していってまいっておりますので，同じ事業所の中でも，知らない地域のところを回らせるということは，なかなか難しい部分があるんかなという現場レベルでの，本当の回しの問題があるのかなという問題提起も受けてございます。そういうところをよく研究して，何とか委員ご指摘があるような，あるいはさらに超過勤務手当が縮減できるような体制というのが検討できないかということにつきましての研究はするように指示をしております。

（「議長」の声あり）

◯13 番（上原みなみ君）　やっと前向きなご答弁がいただけたと思っております。

このゴールデンウイークとか，祝日出勤の振りかえについては，環境局の意向を伺ったり，労使交渉で妥結する必要もなく，行財政局主導で判断できることだと思っております。

環境局の労務職員の早期退職希望が募集がされようとしています。しかし，給与水準を引き下げることなく退職者の募集をしても，それほど希望者が出てこないと思います。祝日出勤の平日振りかえさえ実施すれば――実施する方針を出せば，退職希望がふえ，余剰職員の早期解決にもつながると考えます。ぜひ神戸市としても，時代に合った民意を反映した有効な施策を検討されることを要望して終わります。